

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申個第1号の概要

請求内容	地域福祉課が保有している私に関する個人情報
所管課	保健福祉局生活福祉部地域福祉課
所管課の決定	不存在による非開示決定
審査会の結論	実施機関が行った個人情報の不存在による非開示決定は、妥当である。
所管課の主張	<p>1 地域福祉課は、本市内の福祉事務所における生活保護法の施行事務に係る監査や、福祉事務所からの問合せに対する回答及び福祉事務所との合議等を行っている。</p> <p>2 福祉事務所からの問合せ及び回答は主に電話で行っており、原則として、生活保護受給者の個人情報を含む文書を作成又は取得することはなく、福祉事務所から送付された文書により合議を行う場合であっても、速やかに当該文書を返却又は廃棄し、適切に取り扱うこととしている。</p> <p>3 審査請求の提起があった場合、京都府庁から地域福祉課へ、次に地域福祉課から福祉事務所へ電話により連絡することとしている。その際、電話で聞き取りした内容をメモ等にとることもあるが、組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態ではない。</p> <p>その後、京都府庁から福祉事務所へ審査請求書の副本等が送付されるが、地域福祉課を介していない。</p> <p>4 「保護経過記録票」の写しに南福祉事務所が地域福祉課から指示を受けたとの記載があるが、地域福祉課への問合せに対する回答を南福祉事務所が保護記録等に記載したものであり、地域福祉課において、口頭で聴き取った内容をメモに取ることはあるものの、回答を行った後は速やかに廃棄しているため、この記載に関する資料等は残されていない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 地域福祉課が南福祉事務所に指導を行うにあたり、実施機関が主張するような、個人情報を記載した文書を取得することはないとする旨を規定した法令、例え個人情報を記載した文書を取得したとしても返却又は廃棄する旨を規定した法令がないので、実施機関の主張には理由がない。</p> <p>2 異議申立人に係る保護経過記録票記載内容を参照すると、地域福祉課は、異議申立人に係る個人情報を取扱っていることから、異議申立人に係る個人情報を取得していることは明らかである。</p> <p>3 とりわけ、駐車場の工事代金相当分の返還請求については、南福祉事務所は、離婚した夫からの借入金50万円であると認めつつ、京都市の主張による整合性を保つために、地域福祉課の「指導」に基づき異議申立人の長男から50万円を借り受けたこととして、異議申立人に対する返還請求を行っている。</p> <p>4 よって地域福祉課は上記の指示をしておきながら、指示内容に係る判断に至った関連資料を何も保有していないのであれば、証拠の隠滅であると疑われてもやむを得ない。</p>
審査会の判断	<p>1 実施機関に対して、福祉事務所からの法令解釈に係る問合せ対応の際に、どの程度具体的な個人情報を得るのか、問合せを受けた際の記録を文書として残すことはないのか、本件事案について異議申立人に係る個人情報のやりとりをしていないのか等について確認を行ったところ、以下のとおり説明があった。</p> <p>(1) 問合せの内容が基礎的な解釈の問題であれば、厚生労働省からの通知を体系</p>

的にまとめた生活保護手帳、生活保護手帳別冊問答集等があるので、具体的な内容まで聞かずに回答できるが、複雑な事例の場合は経過を把握するために保護経過記録票の一部を必要に応じて福祉事務所から送付を受けることがある。

同一の案件で何度も問合せがある場合等には担当者が経過を記録したメモを作成することはあるが、回答を終えたと判断すれば速やかに処分している。

また、他の区にも当てはまるような事例については、個人名等を除いた事例集を作成することはあり、それは組織共用文書として利用している。

- (2) 異議申立人の事案に係る問合せの際には、保護経過記録票の写しを福祉事務所から入手し、回答の際に利用したが、一定回答をした後に速やかに廃棄を行った。担当者のメモについても、作成したが、一連の回答の終了後、不要となったため廃棄した。

今回の異議申立人の事例は、法解釈としては一般的な事例であり、組織共用文書としての事例集に載せることもない。

- (3) ケース診断会議検討兼記録票において「工事費用を長男から借り受けた」とあるのは、当初南福祉事務所が借受先を長男であると誤認しており、その福祉事務所の認識に基づいて地域福祉課が指導を行ったものである。

- 2 当審査会は、生活保護事務に係る実施機関の取扱いを確認したが、地域福祉課が行う事務が、福祉事務所からの問合せに対しては、生活保護手帳、生活保護手帳別冊問答集等を利用して回答するものであり、本件請求に関する個人情報については、いったん福祉事務所から取得したことはあるものの、福祉事務所への回答終了後に速やかに廃棄したため、保有していないとの実施機関の主張について、特段、変則的で合理性を欠く処理が行われたとはいえず、また、当該個人情報が存在することを確信するに足る事実も見いだせなかった。

- 3 なお異議申立人は、「例え個人情報を記載した文書を取得したとしても返却又は廃棄する旨を規定した法令はない。」と主張するが、京都市個人情報保護条例第12条第3項本文は「実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。」と規定しており、実施機関はこの規定に基づき異議申立人に係る個人情報を取り扱っていると解される。